

泉大津市子育て世帯訪問支援事業登録事業者募集要項

1 業務内容等

(1) 業務の名称

泉大津市子育て世帯訪問支援事業

(2) 業務の概要

家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事、育児等に不安又は負担を抱える保護者、妊娠婦等がいる世帯(以下「子育て世帯」という。)に対し、訪問支援員が訪問し、子育て世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援及び育児支援を行う。

(3) 業務の仕様

別紙「泉大津市子育て世帯訪問支援事業委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

2 応募資格

次の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(居宅介護に限る。)又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定(訪問介護に限る。)を受けている事業所、もしくは過去5年間に本市又は他の自治体において養育支援訪問事業又は子育て世帯訪問支援事業の履行実績がある事業者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のすべてに該当しない事業者
- (3) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱(令和3年1月12日施行)により指名の停止を受けていない事業者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は更生手続き中でない事業者
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て又は再生手続き中でない事業者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でない事業者
- (7) 泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例第1号)に規定する入札参加への排除措置を受けていない者
- (8) 利用者の派遣要望に応えることができるスタッフ(派遣ヘルパー)を有するなど、本事業の適切な運営が確保できる事業者
- (9) 本事業に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守できる事業者
- (10) 国税および泉大津市税を滞納していない事業者

3 委託料

委託料は、単価契約(実績払)とし、訪問支援費、交通費等及び事務費・管理費とする。なお、利用者の負担額が生じる場合は、その額を差し引いた金額とする。

- (1) 訪問支援費 訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した時間につき、1時

間あたり 3,000 円とする。

- (2) 交通費 訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した件数につき、1,860 円とする。

※1 日の利用が複数の場合でも、1 件とする。

- (3) 事務費・管理費 1 世帯につき 1 月あたり 4,700 円とする。

※ただし、月に 1 件以上の利用がある月のみ

- (4) 本事業は第二種社会福祉事業のため委託料における消費税及び地方消費税は非課税とする。

- (5) キャンセル料の取扱いについて

利用者から訪問支援員派遣予定日の前日（この日が本事業を実施する除外日及び日曜日であるときは、その前日）午後 5 時を過ぎて派遣日変更等の連絡があった場合や利用日当日に不在の場合には、1,860 円を委託者に請求するものとし、利用回数として計上するものとする。

4 応募手続き等

- (1) 募集のスケジュール

募集要項等の配布 随時

※子育て応援課において書類配布を受けるか、泉大津市ホームページからダウンロードすること。

応募書類の提出受付 随時

※子育て応援課での配布及び提出受付は、土日祝日を除く、午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分までとする。

※子育て応援課まで郵送（期間内必着）又は直接持参すること。

審査結果の通知 応募書類の提出後 2 週間以内

委託契約の締結 審査結果通知後随時

- (2) 提出書類

下記の申請書及び添付書類を 1 部提出すること。

（新規登録事業者の場合）

ア 子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書（様式第 1 号）

イ 子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請にかかる誓約書（様式第 2 号）

ウ 事業者の概要（様式第 3 号）

エ 定款、寄附行為又はこれに類する書類

オ 契約書の写し等実績のわかる書類（過去 5 年間に本市又は他の自治体において養育支援訪問事業又は子育て世帯訪問支援事業の履行実績のある事業者の場合）

カ 指定書の写し（指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）又は指定居宅サービス事業者（訪問介護）の場合）

（新規登録年度から 2 年目以降の事業者の場合）

キ 子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書（様式第 1 号）

ク イからエのうち、市に提出した内容から変更がある書類

- (3) 提出先（子育て応援課）

泉大津市東雲町 9 番 12 号

泉大津市健康こども部子育て応援課

電話：0725-33-1131 内線 2134

F A X：0725-33-1178

E-mail :kosodateouen@city. izumiotsu. osaka. jp

5 審査結果の通知等

- (1) 書類提出後に応募を辞退する場合は、子育て応援課にその旨連絡し、応募辞退届（様式第4号）に記入のうえ提出すること。
- (2) 提出書類に基づく審査の結果は、書面により全応募者に通知する。なお、子育て世帯訪問支援事業登録事業者として登録することが適当であると本市が認める事業者については、契約関係書類を別途郵送するので、必要箇所に記入押印のうえ、指定の期日までに子育て応援課あてに提出すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 応募に際して不正行為があった場合

7 その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限終了後、本市の責においてすべて処分するものとし、本業務以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。